

「コミュニティカフェココのいえ」会則

第1条(名称)

本会は「コミュニティカフェココのいえ」と称する(以下「本会」という)。

第2条(目的)

本会は、地域内外の人々の集い・交流の場をつくることにより、地域コミュニティの活性化、世代間交流の機会提供、地域の人々の居場所づくりと生きがい創出を目的とする。

第3条(活動)

1.本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)週に3日のお茶ルームの開放(木・金・土12～17時)
- (2)地域の人々による教室(ハンドメイド・体操など)
- (3)ハンドメイド作品の受託販売
- (4)レクリエーション(ビンゴ大会、トランプ大会等)
- (5)その他本会が目的達成のために必要と認めた活動

2.本会は山口市吉敷下東4-8-12に活動の拠点を置く。

第4条の1(会員)

- 1.本会の目的に賛同し、運営に携わることを望む者を会員とする。
- 2.本会の会員に会費は発生しない。

第4条の2(財務)

1.本会が保有する資材・現金等は代表者の責任において適切に管理される。

第5条(総会)

必要に応じて総会を開く。定期総会は毎月末に行い、活動計画を決定する。

第6条(役員)

- 1.役員は、会長・副会長・事務局とし、年度末の総会において選出する。
- 2.役員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。
- 3.会長・副会長は本会を代表し、会を統率して会員とともに会を運営する。
- 4.事務局は本会の事務連絡等を担当する。

第7条(活動年度)

本会の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。